

# ○東海市社会福祉協議会の役員及び評議員の報酬に関する規程

平成24年4月1日規程第1号  
改正 平成27年12月16日規程第3号 平成28年12月8日規程第3号

## 東海市社会福祉協議会の役員及び評議員の報酬に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東海市社会福祉協議会定款（昭和45年8月5日認可）第24条の規定に基づき、東海市社会福祉協議会の役員及び評議員の報酬について、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の額)

第2条 会長の報酬の額は、月額25,500円とし、副会長の報酬の額は、月額5,000円とする。また、役員及び評議員の報酬は、理事会、評議員会及び監事監査への出席1回につき3,000円とする。ただし、東海市職員及び東海市社会福祉協議会職員など会長が支給を要しないと決定した者を除く。

### (報酬の支給期日)

第3条 前条の月額報酬は、翌月に職員給与規則第7条第1項に規定する日に支給し、理事会、評議員会及び監事監査への出席による報酬は、会議の都度支給する。

### 附 則（平成24年規程第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則（平成27年規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則（平成28年規程第号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則（平成28年12月8日規則第2号）第1条（東海市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬に関する規程、以下「東海市社会福祉協議会」を省く。）、第

3条（理事、監事及び評議員選任規程）、第4条（部会設置規程）、第9条（事務局規程）及び第10条（福祉サービスに関する苦情解決規程）の規程は、第1項の規則を規程に読み替え、発令形式の表記を平成28年12月8日規程第3号とする。

3 この規則（平成28年12月8日規則第2号）第2条（会長が専決する日常の業務）、第6条（引きこもり支援センター嘱託職員就業内規）、第7条（引きこもり支援センター臨時職員の雇用に関する内規）、第8条（職員自動車事故懲戒処分内規）、第11条（職員の公益通報に係わる対応について）、第13条（高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施要綱）及び第14条（配食サービス運営事業実施要綱）の要綱及び内規は、第1項の規則を要綱にあつては要綱に、内規にあつては内規又は規定に読み替え、発令形式の表記を平成29年4月1日施行とする。